

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員、訪問介護員と兼務)

管理者は、この事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- ① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成すること。
- ② 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- ③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ④ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ⑤ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- ⑥ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑦ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑧ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑨ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑩ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上(常勤換算)

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、訪問介護員等の派遣時間は午前8時から午後6時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 事業所が提供する指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容